

人と森をつなぐ情報誌



2026 No.227



特集

大船渡市の林野火災に係る 復旧に向けた取組について



Connecting people and forests



令和7年 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰



緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰とは、緑化推進運動の実施について、顕著な功績のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が表彰を行うものです。

令和7年は13の個人・団体が受賞されました。本誌では毎号、受賞者の方々をご紹介します。

特定非営利活動法人 森のプラットフォーム高槻 (大阪府高槻市)

同団体は、地域の「里」と「まち」との懸け橋として森林・里山を次世代に受け継いでいくことを目的とし、地元の森林の整備や台風で被災した森林の復旧等に取り組んでいます。

定例活動として間伐作業を行うほか、間伐材で製作したベンチや花壇の設置、薪や炭の製造販売など「木の文化」を守り広げる活動や、地元の中学生と伐採した竹で地域の竹垣を更新するなど地域と連携した活動も進めています。また、台風で被災した森林での植樹や植樹後の保育活動に加え、地域の植樹イベントでは参加者へのサポートなども行っており、地域の緑化推進のみならず、森林保全への意識向上や人材育成にも貢献しています。

※活動ウェブページ：<https://moripla.verse.jp/>



団体の皆さん



間伐材で製作したベンチ



植樹活動



過去の受賞者については林野庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson_ryokka/hyosyo/index.html

人と森をつなぐ情報誌



2026
No.227

表紙の写真：大船渡市の林野火災(被災木の伐採と消火活動)

Contents

- 3 特集 大船渡市の林野火災に係る復旧に向けた取組について
- 8 TOPICS 01 林業・木材産業における外国人材の受入れ
- 10 TOPICS 02 熱帯林を守り、活かす—ITTOを通じた日本の国際協力—
- 12 建築物木材利用促進協定の締結企業の紹介
 - 建築大工等の人材育成と地域工務店による地域材利用に関する
 - 建築物木材利用促進について
- 14 日本の林業遺産を知ろう! 旧鹿児島貯木場 屋久杉等海上輸送施設遺構
- 16 国有林野事業の取組 令和7年度国有林野事業業務研究発表会

お詫びと訂正

1月号の10頁TOPICS 03「令和8年度予算概算決定及び令和7年度補正予算の概要」のうち、「木材等の付加価値向上・需要拡大対策」の掲載内容に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。
訂正の内容については下記のウェブページをご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/080102.html>



特集

大船渡市の 林野火災に係る 復旧に向けた 取組について

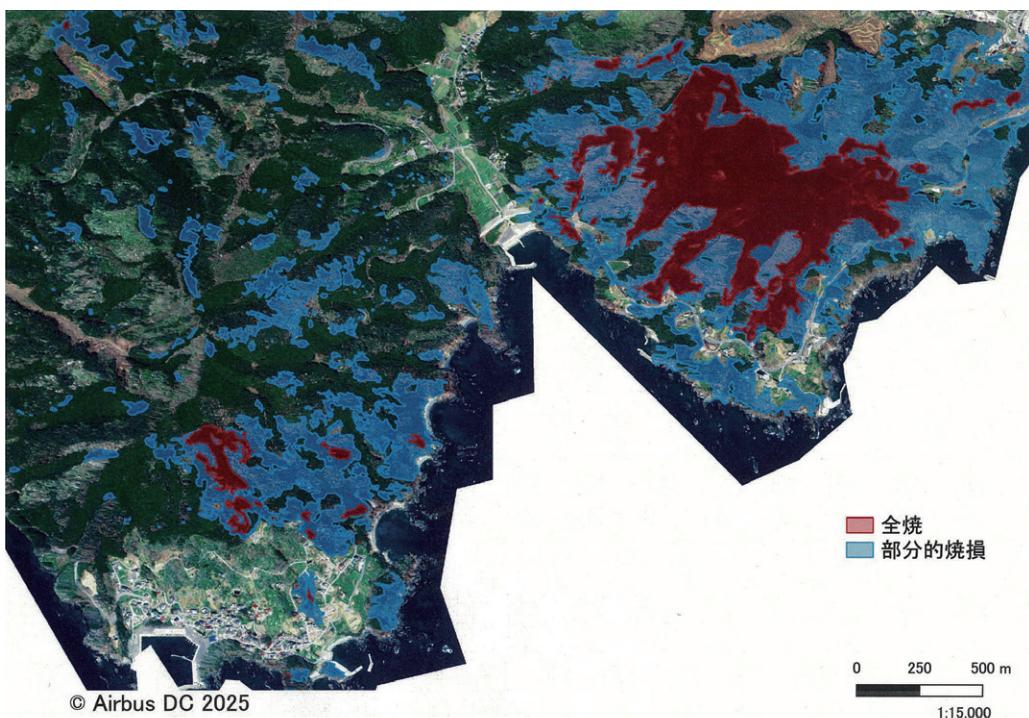


1 大船渡市林野火災の概要

令和7年2月の岩手県大船渡市での林野火災は、最初の火災が2月19日に発生し、6日後の25日に鎮圧されました。しかし、その翌日26日には、近隣の地域から火災が発生し、強風にあおられるという気象条件や極端な乾燥等の要因が複合的に作用して著しい飛び火などにより多方面へ延焼拡大することとなり、3月9日に鎮圧の発表がされたものの、その後も降雨がほとんど無く、最終的に鎮火宣言が発表されたのは4月7日となりました。

今回の大船渡市における林野火災の被害については、平成以降では最大規模で市の面積の約1割にあたる面積約3,400haが延焼し、2月19日発生の林野火災も含め、3月28日に激甚災害に指定されました。

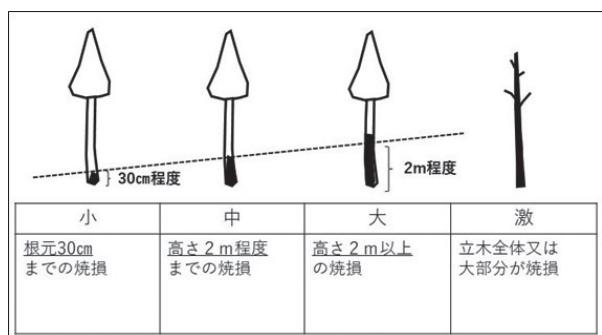
2 被害調査の概要について



衛星画像データ



被害状況の現地調査



被害の程度区分

方森林組合も調査に協力しました。被害の程度については、被害の大きい方から「激」「大」「中」「小」に区分され、被災森林全域の被害の把握がされました。

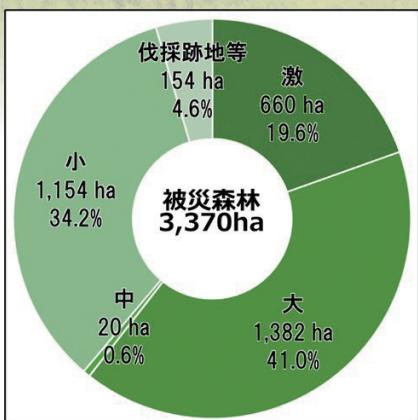
また、林野火災の被害については、時間の経過とともに枯損木が増加するなど被害

時変化を把握するための調査を令和7年度に実施しています。

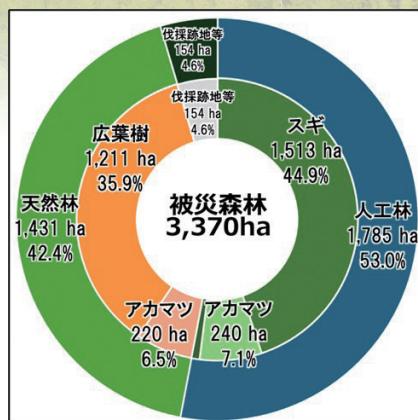
衛星画像データの分析により被害状況の経

状況が変化していくことも想定されることから、林野庁において、発災前と発災後の衛星画像データの分析により被害状況の経

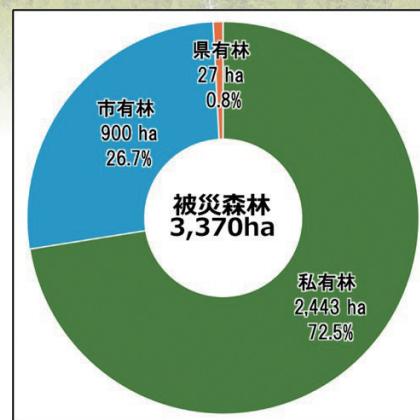
被害区分別



林種・樹種別



森林所有形態別



被害調査の結果



第3回大船渡市林地再生対策協議会

3 森林の復旧に向けた体制について

被害を受けた森林が3,370haという広大な面積であり、森林の復旧には多岐にわたる課題があることから、森林の復旧を進めるため、大船渡市において、行政機関や関係団体等により、「大船渡市林地再生対策協議会」が、4月30日に設置されました。林野庁も、同協議会に参画し、大船渡市を始めとする関係者と連携しているところであります。同協議会は、現在までに3回（5月22日、8月8日、11月18日）開催され、被害調査の実施状況の情報共有と、森林の復旧の復旧に向けた、全体の復旧計画をとりま

とめる予定となっています。

4 森林の復旧・再建に向けた支援について

激甚災害の指定により、森林の復旧については、森林災害復旧事業の活用が可能となりました。森林災害復旧事業は、早期に森林の公益的機能の回復を図るために、人工林を対象に、被害木の伐採・搬出、伐採跡地における植栽等を支援する事業です。今後、森林の復旧を図っていくこととなります。また、特に被害を受けた森林は、下層植物が焼失し、表土も脆くなり土砂災害防止の復旧を図っていくことになります。

さらに、林野火災により林業機械や専用林産施設が焼損しましたが、被災者の要望に応じ、その整備に対しても支援しています。このほか、大船渡市においても、建造物等に被害をおよぼすおそれのある被災した立木処理を支援する被災危険木除去事業をするなど支援体制も整えられてきています。

大船渡市林野火災 復旧・再建に向けた支援策(森林・林業)

	被害状況	復旧・再建支援策	支援の内容
森林・林業関係	森林(3,370ha)の焼損	・森林災害復旧事業 (被害木の伐採・搬出、伐採跡地における造林等を支援)	国1/2、県1/6、市1/3等 (所有者負担なし)
		・災害関連緊急治山事業 (人家や道路への土砂流出のおそれがある荒廃山地において当該発生年に緊急に行う復旧整備)	・国2/3、県1/3 (所有者負担なし)
		・治山事業 (上記以外の箇所における荒廃山地の復旧整備)	・国1/2、県1/2 (所有者負担なし)
高性能林業機械(4台)の焼損	・林業・木材産業循環成長対策 (高性能林業機械の撤去・復旧等を支援)	国1/2	
特用林産施設(1箇所)の焼損	・林業・木材産業循環成長対策 (特用林産施設の撤去・復旧・生産資材の導入を支援)	国1/2	

森林災害復旧事業については、被害を受けた人工林の中で早期に復旧をすることが必要な区域や早期に保全を図るべき水源の上流区域について、大船渡市が森林所有者の意向を踏まえつつ事業の申請を行い、復旧に取り組むこととしています。その1回目として、7月14日に準備の整った市有林を中心とした約120haの区域について申請が行われ、事業が採択されました。採択された区域のうち、約25haについては、9月に大船渡市と事業体で契約が結ばれ、事業実施に必要な林道の整備を行った後、11月から被災木の伐採が始まっています。伐採した被災木については、調査により把握した被災の程度により製材やバイオマス

5 森林災害復旧事業の実施について

森林災害復旧事業については、被害を受けた人工林の中で早期に復旧をすることが必要な区域や早期に保全を図るべき水源の上流区域について、大船渡市が森林所有者の意向を踏まえつつ事業の申請を行い、復旧に取り組むこととしています。その1回目として、7月14日に準備の整った市有林を中心とした約120haの区域について申請が行われ、事業が採択されました。採択された区域のうち、約25haについては、9月に大船渡市と事業体で契約が結ばれ、事業実施に必要な林道の整備を行った後、11月から被災木の伐採が始まっています。伐採した被災木については、調査により把握した被災の程度により製材やバイオマス



大船渡市林野火災により焼損した林業機械



災害復旧事業着手前



11月から開始された被災木の伐採

燃料など複数の用途を想定し、有效地に活用するよう検討が進められています。一方、岩手県林業技術センターでは、科学的根拠に基づいた被災木の利活用を進めるため、大学や林業関係団体等と連携し、被災木の力学、化学特性の評価をし、利用の可能性を調査しています。このように、被害を受けた森林の復旧に向けての第一歩を踏み出

したといえます。また、被害を受けた森林の所有者に対しては、9月に大船渡市により地域説明会が開催され、森林災害復旧事業の内容や進捗について説明が行われるとともに、説明会後に、事業実施に関する意向調査が行われました。現在、森林災害復旧事業の2回目の申請範囲等のとりまとめを行ってお

6 災害関連緊急治山事業の実施について

今回の林野火災は「乾燥・強風等の異常な天然現象により生ずる災害」であると確り、令和8年2月中旬頃を目途に事業の採択、その後の事業実施へと進めていく予定です。



応急対策対策前



応急対策実施後



災害関連緊急治山事業実施箇所



⑧田浜(たはま)



③西甫嶺(にしほれい)

認できたことから、4月に災害関連緊急治山事業^{*}の事業対象箇所の検討を行うため、林野庁、東北森林管理局及び岩手県による現地調査を行いました。

この調査結果等を踏まえ、「災害により発生した荒廃山地」として取り扱うこととして、広範囲にわたる下層植生の焼失により森林土壤等の浸透機能の低下が見られ、今

後の降雨等により土砂流出等の被害を与えるおそれがあると判断した緊急的な治山対策が必要な9箇所について、災害関連緊急治山事業を採択し、現在、岩手県が治山ダムの設置等を進めています。総事業費は約6億円、治山ダム11基、流木捕捉工4基の整備を予定しています。

なお、これらの箇所については、6月中

旬に大型土のうによる応急対策を実施し完了しています。今回の被災地では、10月31日～11月1日に豪雨による土石流が発生しましたが、応急対策が機能して下流への被害を防止しました。

（※民有林等において、災害（風水害、なだれ等）により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業。）

昨年2月の林野火災から1年が経とうとしていますが、今回、被害を受けた森林が3,370haという広範囲であるという状況を踏まえると、森林の再生には長い支援が必要と考えています。林野庁としても、引き続き、大船渡市や岩手県等の関係機関と連携して森林の復旧を進めていく予定です。

7 おわりに

1

林業・木材産業における外国人材の受入れ

林業及び木材産業分野は、令和6年に外国人材の受け入れのための特定技能制度の対象分野となり、各地で外国人材の適正な受け入れに向けた取組が始まっています。また、令和8年1月23日には、技能実習制度に代わって創設される育成就労制度の対象分野となることが決まりました。

特定技能制度における取組

我が国の森林の約4割を占める人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎え、国産材の安定供給が重要となっています。こうした中、林業及び木材産業分野の持続的な発展を図るため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力の確保を進める観点から、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材の受け入れに対する現場の期待が高まっています。

そのような外国人材を確保できるようにするために、令和6年9月、「出入国管理及び難民認定法」の関係省令の改正により、林業及び木材産業分野が「特定技能1号」の対象となり、特定技能制度を活用して両産業で就労することが可能となりました。「特定技能1号」は、即戦力となる技能を



外国人材の技能を評価する試験(林業分野)

有する外国人材を対象とした在留資格で、通算で原則5年間在留できます。また、各分野における特定技能1号による受け入れ上限数が定められており、令和6年度から令和10年度までの5年間で林業分野は最大900人、木材産業分野は最大4,500人とされています。

外国人材が当該制度により林業または木材産業分野で就労するためには、一定水準の日本語能力試験に加え、それぞれの技能を評価する試験に合格する必要があります。この技能評価試験は令和6年度から始まり、令和7年末までに、林業分野で17名、木材産業分野で177名の方が試験に合格しており、今後、特定技能1号外国人としての活躍が期待されます。

林業及び木材産業分野においては、外国人材の就労に当たり、労働安全の確保が重要な課題です。他産業に比べて労働災害の発生率が高い産業であることを踏まえ、特定技能制度全体としてのルールに加えて、特定技能外国人を受け入れる事業者に対して労働安全確保のための追加的な取組を課し、特定技能外国人の適正な受け入れを図ることとしています。



製材工場で活躍する外国人材



技能実習制度に代わり創設される育成労制度について

令和6年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の一部を改正する法律が公布され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成する趣旨の育成労制度が創設されました。育成労制度は、令和9年4月から開始される予定です。

育成労制度の開始に先立ち、本年1月に林業及び木材産業分野の分野別運用方針が閣議決定され、両分野が同制度の対象分野とされたこと^{*}に加え、それぞれの分野における制度運用のルールが定められました。育成労制度においても、特定技能制度と同様に、育成労外国人を受け入れる事業者に対し、育成労外国人の労働安全確保のための追加的な取組を課すことを定めています。

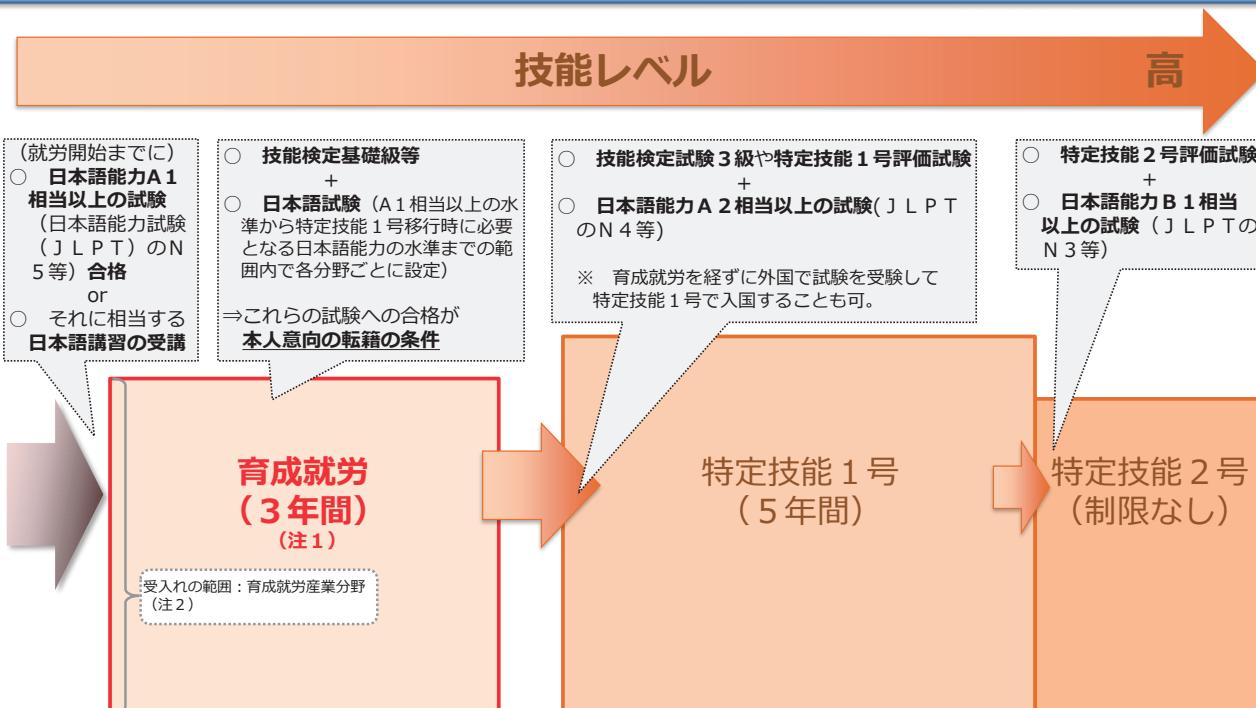
林野庁では、育成労制度の開始に向けて、育成労外国人の適正な受入れが進むよう、同制度の運用ルール等の周知等に取り組んでいくこととしています。

* 技能実習制度においては、林業及び木材産業分野に関する職種として、林業職種育林・素材生産作業と木材加工職種(機械製材)が設定されていました。

育成労制度及び特定技能制度のイメージ

ISA 出入国在留管理庁

厚生労働省



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成労制度の受け入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受け入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成労の対象外。

「木材産業における外国人材の受け入れ」の詳しい情報は[こちら](#)



「林業分野における外国人材の受け入れ」の詳しい情報は[こちら](#)



2

熱帯林を守り、活かす —ITTOを通じた日本の国際協力—

はじめに… 熱帯林を巡る国際的課題

熱帯林は、世界の森林面積の最大(45%)を占め、気候変動の緩和に寄与する重要な炭素吸収源であるとともに、豊かな生物多様性を支える貴重な存在です。しかし、南米やアフリカを中心には、農地等への転用や土地開発により、熱帯林の減少と劣化が進んでいます。国連食糧農業機関（FAO）の「世界森林資源評価2025」によると、2000年以降、森林の減少速度は低下しているものの、1990年から2025年の世界の森林減少の約88%は熱帯地域で起きていると報告されています。このような状況を背景に、2025年11月に熱帯林を有するアマゾン川の玄関口と呼ばれる「ブラジル・バレン」で開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）において、森林減少及び森林劣化を停止・好転させる取組が気候変動対策の重要課題として議論されるなど、国際社会において森林や熱帯林への関心が再び高まっています。

また、熱帯林は木材や食料などの供給を通して、地域コミュニティの生計や文化を支える社会・経済的基盤でもあります。そ

のため、単に森林を保全するだけでなく、地域ごとの社会・経済的背景を十分に踏まえた上で、持続可能な森林管理とその適切な利用を推進していくことが重要です。

国際熱帯木材機関（ITTO）について

上記した課題に対応するため、国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯林の持続可能な森林管理と持続可能な木材利用の推進を目的に、熱帯木材の生産国・消費国を含む75か国とEUEが参加する国際機関として活動しています。

日本は、ITTOが設立された当初からホスト国として同機関を支え、ITTOのプロジェクトなどへの積極的な資金支援を通じて、熱帯林を巡る課題の解決に貢献してきました。

林野庁が支援するITTOプロジェクト

近年、日本は、これまで国内で進めてきた木材利用を広げる取組の経験を活かし、熱帯林を守りながら木材を上手に使うことを目標とした、「持続可能な木材利用（Sustainable Wood Use：SWU）」というプロジェクトをアジアの国々で推進しています。SWUは、森林を保全するだけではなく、持続可能な形で収穫された木材を使うことで、地域経済の活性化、そして炭素を長期的に貯蔵することができる素材であ



パナマのチーク植林地を視察するITTO加盟国の代表者たち（出典：ITTO）

る木材を活用した脱炭素社会の実現を同時に目指す取組です。

2025年には、タイとインドネシアでのプロジェクトが完了しました。タイでは、産学官による木材利用推進ネットワー



タイ：地元木工業者による家具デザインコンテスト受賞作品の制作(出典：ITTO)



タイ：産学官の20団体による木材利用推進に向けた覚書の締結(出典：ITTO)



インドネシア：木材製品デザインコンテスト(出典：ITTO)



「木のよさ」についての情報発信、木材利用のための全国協議会の設立や政策提言を通じて、国内市場での持続可能な木材利用の基盤づくりが進められました。

林野庁によるITTOを通じた国際協力は、単なる資金支援にとどまらず、現地の政府や関連団体と連携しながら、制度づくり・市場の整備・人材育成の三つの面から、社会実装を具体的に進める取組となっています。さらに、ITTOは多くの国が参加する政府間組織であるため、ある国で得られた成果は、他の国や地域にも共有され、広く活用されます。

日本は、世界でも有数の熱帯木材の輸入国であり、「責任ある調達」を求められる立場にあります。そのため、ITTOのような国際機関と連携した協力は、日本が果すべき役割の一つと言えます。林野庁は今後も、様々な国・地域や国際機関との協力を通じて、持続可能な熱帯林経営と木材利用を促進し、生産国と消費国との双方にとって意義のある取組を続けていきます。

おわりに・今後の展望

※ITTOの活動について、
より詳しい情報はこちら
国際熱帯木材機関(ITTO)：林野庁

